

労働保険事務組合事務処理規約に係る内部規定変更(案)承認の件**1 提案理由**

平成26年8月27日の東京労働局の監査の結果、①保険料専用口座の印鑑及び通帳の保管者、②内部監査実施者及び実施時期が内部規定と一致していないことが指摘されたため、実態に合うよう変更案を提案する。

2 変更条文及び変更案

条 項	現 行	変 更 案	備 考
内部規定 第1条1項	印鑑の保管責任者は、事務局長とする。	印鑑の保管責任者は、 <u>財務担当副会長</u> とする。	____部分を修正
内部規定 第1条2項	預金通帳の保管責任者は、会計担当事務局職員とする。	預金通帳の保管責任者は、 <u>事務局長</u> とする。	____部分を修正
内部規定 第3条1項	内部監査は、経理担当役員及び事務局長により行う。	内部監査は、 <u>監事</u> が行う。	____部分を修正
内部規定 第3条2項	内部監査の時期は、半期及び年度末を定期内部監査とする。	内部監査の時期は、 <u>年2回</u> 定期内部監査とする。	____部分を修正

3 施行時期

平成27年6月12日